

○鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成16年10月29日

鳥取市教育委員会規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第145号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日及び開館時間)

第2条 鳥取市コミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたとき又は指定管理者が必要と認めた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

施設の名称	休館日	開館時間
鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター 鳥取市佐治町尾際地区コミュニティ施設 鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設 鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設 鳥取市鹿野町小鷺河地区コミュニティ施設	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後10時まで
鳥取市国府町コミュニティセンター 鳥取市福部町コミュニティセンター	ア 休日 イ 12月29日から翌	午前8時30分から午後10時まで

	年の1月3日までの日 (アに掲げる日を除く。)	
鳥取市河原町コミュニティセンター	12月29日から翌年の	
鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設	1月3日までの日	
鳥取市用瀬町民会館		
鳥取市佐治町コミュニティセンター		
鳥取市気高町コミュニティセンター		
鳥取市青谷町コミュニティセンター		

(本条…一部改正〔平成28年教委規則3号・30年3号・令和3年17号〕)

(使用の申込み)

第3条 条例第3条第1項の規定によりコミュニティ施設の使用の許可を受けようとする者は、コミュニティ施設使用申込書(様式第1号)を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者。この条、次条、第5条第2項、第8条及び第11条において同じ。)に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。

(本条…一部改正〔平成30年教委規則3号〕)

(使用許可書の交付)

第4条 教育委員会は、コミュニティ施設の使用を許可したときは、当該使用の許可をした者に対し、コミュニティ施設使用許可書(様式第2号)を交付する。

(使用時間)

第5条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用の許可を受けた者は、使用を開始した後において、使用時間を延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めた場合で、延長す

る時間に係る使用料（コミュニティ施設の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、利用料金。）が納付されたときは、この限りでない。

（２項…一部改正〔平成３０年教委規則３号〕）

（使用料の減免）

第６条 条例第６条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、コミュニティ施設の使用の申込みと同時に、コミュニティ施設使用料減免申請書（様式第３号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第７条 条例第７条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、コミュニティ施設使用料返還請求書（様式第４号）を教育委員会に提出しなければならない。

２ 条例第７条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとおりとする。

- （１） 条例第７条第１号の規定に該当する場合 使用料の全額
- （２） 使用前３日までに使用の取消しを申し出た場合 使用料の全額
- （３） 前２号に定めるもののほか、使用の開始前に使用の取消しを申し出た場合
使用料の半額

（施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出）

第８条 コミュニティ施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損（滅失）届（様式第５号）により教育委員会に届け出なければならない。

（図書資料等の貸出し）

第９条 コミュニティ施設の図書資料等の貸出しについては、鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１６年鳥取市教育委員会規則第２１号）第４条から第５条まで及び第７条から第１９条までの規定を準用する。

（本条…追加〔平成２８年教委規則３号〕、一部改正〔令和３年教委規則１７号〕）

(指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式)

第10条 第3条、第4条及び第8条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者が別に定める。

(本条…追加〔平成30年教委規則3号〕)

(委任)

第11条 この規則で定めるもののほか、コミュニティ施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(旧9条…繰下〔平成28年教委規則3号〕、旧10条…繰下〔平成30年教委規則3号〕)

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月2日教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和3年4月1日教委規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日教委規則第17号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

コミュニティ施設使用申込書

鳥取市教育委員会 様

申込者 住 所

氏 名

連絡先

コミュニティ施設を使用したいので、次のとおり申し込みます。

使 用 す る 施 設 名				
使 用 年 月 日		年 月 日		
使 用 時 間		時 ～ 時		
使用目的	行事の名称			
	行事の内容			
使 用 人 員				
物 品 販 売 等 行 為 の 有 無 及 び そ の 内 容		有 ・ 無	内 容	
使 用 責 任 者				
備 考				

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

コミュニティ施設使用許可書

様

鳥取市教育委員会



コミュニティ施設の使用を次のとおり許可します。

使 用 す る 施 設 名				
使 用 年 月 日		年 月 日		
使 用 時 間		時 ～ 時		
使用目的	行事の名称			
	行事の内容			
使 用 人 員				
物 品 販 売 等 行 為 の 有 無 及 び そ の 内 容		有 ・ 無	内 容	
許 可 の 条 件				
備 考				

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

コミュニティ施設使用料減免申請書

鳥取市教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第6条の規定により、コミュニティ施設の使用料の減免を申請します。

使 用 す る 施 設 名				
使 用 年 月 日		年 月 日		
使 用 時 間		時 ～ 時		
使用目的	行事の名称			
	行事の内容			
使 用 料 の 額		円	※減免決定額	円
減 免 理 由				
備 考				

※印欄は、記入しないでください。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

コミュニティ施設使用料返還請求書

鳥取市教育委員会 様

請求者 住 所

氏 名

連絡先

コミュニティ施設の使用を取りやめましたので、鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第7条ただし書の規定により、既納使用料の返還を請求します。

使 用 す る 施 設 名		
使 用 年 月 日		年 月 日
使 用 時 間		時 ～ 時
使用目的	行事の名称	
	行事の内容	
返 還 理 由		
備 考		

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

き損(滅失)届

鳥取市教育委員会 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により、指示された方法により賠償します。

き 損 (滅 失) し た と き	き 損 (滅 失) 箇 所 (物 件)	数 量	き 損 (滅 失) の 理 由 及 び 内 容 又 は 程 度
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

（本様式…一部改正〔令和3年教委規則8号〕）